

※収支報告書は、提出されたものが、そのままインターネット上において公表されます。

令和 6 年 分
（ 開催分 ）
収 支 報 告 書

（ふりがな）
1. 政治団体の名称

ぜいしりによろ おふしま ちつしこうじんかい
総理による 木島あつし 後援会

2. 主たる事務所の所在地

と尾市と平中央3丁目40番地6

3. 代表者の氏名

榎本 孝雄

4. 会計責任者の氏名

関根 智

事務担当者の氏名

水出 陽一

（電話）

048-771-5645

※必ず、連絡がとれる事務担当者及び連絡先を記載してください。

※以下の欄は記入しないでください。

告示用コード					
1	0	0	3	7	0

団体コード					
2	1	1	5	2	2

収 受	入 力	枚 数	
小シセ		7	-

政治団体の区分

- ☐ 政 党 ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
☐ 政 党 の 支 部
☐ 政 治 資 金 団 体 ☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無

公職の種類（現職・候補者の別）

（現職・候補者等）

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

木島 敏

公職の種類（現職・候補者の別）

衆議院議員

（現職・候補者等）

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から

年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する
特例の適用期間

年 月 日から

年 月 日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1. 収支の総括表

収 入 総 額	十 億	百 万	千	円
			6 2	9 8 5
(前年からの繰越額)			6 2	9 7 9
(本年の収入額)				6
支 出 総 額	十 億	百 万	千	円
翌 年 へ の 繰 越 額			6 2	9 8 5

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十 億	百 万	千	円
員 数				人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十 億 百 万 千 円	
(うち特定寄附)		
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア+イ)		

(その6)

(6) その他の収入											
摘 要		金 額								備 考	
		十億		百万		千			円		
普通預金 利息								6			

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領収書等の写し
2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 5 月 23 日

政治団体の名称 統一教会による 日本共産党本部

会計責任者の氏名 関根 智 

※ 以下、解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

代 表 者 の 氏 名 _____ 

政治資金監査報告書

令和 7 年 5 月 23 日

税理士による大島あつし後援会
代表 榎本幸雄

登録政治資金監査人

葉井 一 浩



登録番号 第 1148 号

研修終了年月日 平成 20 年 11 月 14 日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」）という。第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、「税理士による大島あつし後援会」の令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの法第 12 条第 1 項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は「税理士による大島あつし後援会」の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 17 条第 1 項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について領収書等を徴し難かった支出の明細書等は会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

「税理士による大島あつし後援会」と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、「税理士による大島あつし後援会」と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上